

令和5年12月から

第2子以降の保育料が無償になります！

※お子さんと保護者が北九州市に住んでいる場合が対象となります。(原則、北九州市に住民票があること)

北九州市では、多子世帯の子育てを支援するため、
令和5年12月から(※)第2子以降の保育料を無償化します。

(※)今回は、令和5年度事業として、令和6年3月までの実施を決定

無償化の概要

これまで、保育料の多子軽減として、保育所等にお子さんが2人以上入所している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償としていました。今回、市独自の取組みとして、

保育所等の同時利用や子どもの年齢にかかわらず、
生計を同一にしている子どものうち、
最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、
第2子以降の保育料が無償となります。



きょうだい児のカウントの仕方と無償化対象のイメージ



対象となる施設ごとの 内容と手続き等



市のホームページへ

ご利用の施設により、無償化の内容や申請手続きの要否が異なります。

詳しくは市のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/28800072.html>

をご覧ください。

対象施設・利用形態	無償化の内容	手続き
認可保育施設 <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 ・認定こども園（保育部分） ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 	第2子以降のお子さん（0～2歳児）が、認可保育施設を利用する場合の保育料が無償化されます。	原則、手続きは不要です ^{（※1）} 対象となる世帯に、令和5年11月中旬に通知します。
認可外保育施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設等^{（※2）} ・企業主導型保育施設 ・ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの活動は対象外） 	保育を必要とする第2子以降のお子さん（0～2歳児）が、認可外保育施設等を利用する場合の保育料が無償化されます ^{（※3）} 償還払、月額上限あり。	保育の必要性の認定と保育料の償還払について、申請手続きが必要です。 申請書類は12月1日から、ご利用の施設等を通じて配布します。
幼稚園等 <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分） 	保育を必要とする第2子以降のおさんが、幼稚園等の満3歳児クラスで預かり保育を利用する場合の保育料が無償化されます ^{（※3）} 償還払、月額上限あり。	無償化となる保育料は償還払 ^{（※4）} により対応します。詳細は、市のホームページをご確認ください。

※1 第1子が就学や療養等の関係で別居している場合には、保育施設等をご利用のおさんが第2子以降であることの確認ができませんので、健康保険証や戸籍謄本の写しと、生計が同一であることが確認できる書類の提出が必要となります。

※2 無償化対象施設等の一覧を市のホームページに掲載しています。

※3 住民税非課税世帯のおさんは、すでに国の無償化の対象とされています。

※4 認可外保育施設等と幼稚園等を利用している場合は、一旦、保育料を施設にお支払いいただき、申請により、後日、無償化分を給付いたします。

お問合せ先

認可保育施設・幼稚園等の無償化に関すること

北九州市 子ども家庭局 幼稚園・こども園課 TEL:093-582-2550

認可外保育施設等の無償化に関すること

北九州市 子ども家庭局 保育課 TEL:093-582-2412



北九州市